

堀ノ内病院 2025年度 医療従事者の負担の軽減及び処遇改善に資する計画

2025年4月1日

1. 勤務医（医師）の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

1) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

項目	目標達成年次	取り組み内容
初診時の予診の実施	実施済み・継続	外来初診患者について、症状などを問診表に記述し看護師が症状を聞き取る。
静脈採血の実施	実施済み・継続	医師からのオーダーを確認し、原則看護師・臨床検査技師が実施している。
入院の説明の実施	実施済み・継続	入院に係る説明は、看護師やクラークも説明に加わっている。
検査手順の説明の実施	実施済み・継続	上記同様に順次拡大している。
薬の説明や服薬指導	実施済み・継続	病棟薬剤業務、薬剤管理指導業務、周術期の休薬薬剤の説明や退院時の服薬指導は主に薬剤師が実施している。

イ 医師の勤務体制等に係る取り組み

項目	目標年次	取り組み内容
①勤務計画表、連続当直を行わない勤務体制・常勤医の当直回数負担軽減の実施	実施済み・継続	2回連続での当直割り振りは行わない。割り振りの段階で総務課がチェックする。非常勤医の積極的採用により常勤医の負担軽減。宿日直許可申請。
②前日の終業時刻と翌日の始業時刻の休息時間の確保	実施済み・継続	適正勤務時間の管理を事務部門が行う。手術業務の効率化の実現。
③当直翌日の業務内容に対する配慮	実施済み・継続	医療安全の観点から、当直翌日の業務を軽減し、休息の確保を行う。
④交替勤務制 複数主治医制の実施	実施済み・継続	各科のチーム編成を見直し、複数主治医制に移行できる環境を整える。
⑤育児・介護休業法第23条第1項、第3項又は第24条の規定措置を活用した短時間正規雇用医師の活用	実施済み・継続	総務課労務担当が窓口になり、産休育休や時短勤務について相談・説明する体制を確保し、利用者の拡大を図る。

2) 特定の個人に業務負担が集中しないように配慮した勤務体系の策定

当直を担当する医師の負担を軽減するために、非常勤医の当直回数を増やし、常勤医が担当する回数を削減出来るように配慮する。

シフト勤務が可能かの検討や、特定の医師に負担が集中することが無いように、配慮しながら勤務体系を組むように努力する。

2. 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

項目		目標年次	取り組み内容
①業務量の調整	時間外労働が発生しないような業務量調整	実施済・継続	外来・病棟の状況により、他の部署からの応援看護師の派遣をする。 看護師の採用増により、看護師一人ひとりの業務負担の軽減を図る。
②看護職員と他職種との業務分担	薬剤師	実施済・継続	病棟薬剤師の配置・持参薬の確認・配薬棚チェック 服薬指導
	リハビリ	実施済・継続	リハビリ室への誘導などの実施
	臨床検査技師	実施済・継続	外来採血室や健診センターへの派遣。採血時の静脈路を確保し点滴実施（電解質輸液のみ）
	臨床工学技士	実施済・継続	医療機器の一元管理・整備 透析センターでの穿刺及び透析管理
	クラーク	実施済・継続	事務補助支援などの分担。入院時説明。 アメニティーセット申込み事務
③看護補助者の配置	看護補助者の重点配置	実施済・継続	日勤・夜勤帯も含め規定以上の看護補助者を配置
④短時間正規雇用の看護職員の活用	短時間正規雇用の看護職員活用	実施済・継続	育休明けの看護職員が育児短時間制度を利用できる環境
⑤多様な勤務形態の導入	多様な勤務形態の導入	実施済・継続	非常勤の中で、始業時間、終業時間の調整をする
⑥妊娠・子育て中 介護中の看護職員 に対する配慮	院内保育所	実施済・継続	産後の職員復帰支援
	夜間保育	実施済・継続	24時間の運営をし、夜勤看護師の負担軽減
	夜勤の減免制度	実施済・継続	看護職員の状況により可能
	半日の休暇制度	実施済・継続	有給休暇等を利用できる制度
	所定労働時間の短縮	実施済・継続	育児時間制度及び育児短時間勤務制度を活用出来る環境
	他部署への配置転換	実施済・継続	妊娠・育児の負担を配慮し、他部署への異動を可能にしている。
⑦夜勤負担の軽減	夜勤従事者の増員	実施済・継続	夜勤従事者の人数を増やし、受け持ち患者数を少なくし、負担を軽減している。
⑧賃金の増額	賃金・職種手当の増額	実施済・継続	働きがいがあるように、手当の増額を図る。政府の進める加算に取り組む。
⑨定年延長	定年65歳に延長	実施済・継続	65歳まで常勤として働き続けられる。 看護スタッフ数の確保

3. 医師業務等役割分担推進計画

1) 看護業務関連・・・看護師実施

外来・病棟における指示変更に伴う薬剤返品業務を実施している。
検査にともなう、患者への説明、事前準備等を実施している。

2) 薬剤関連業務・・・薬剤師実施

- ①病棟薬剤師配置により配薬業務や説明を実施
- ②薬剤充填業務・・・点滴、化学療法薬剤の用意

3) クラーク関連業務

- ①各種検査・専門外来への予約など
- ②入院病棟の案内及びご家族への連絡

4) 栄養科業務・・・管理栄養士

- ①食事形態の有効性や、栄養に係る事柄を進言

5) 医療機器関連・・・臨床工学技士・手術室看護師

- ①人工呼吸器の点検
- ②輸液ポンプ・シリンジポンプの点検・整備
- ③麻酔器のチェック
- ④手術室の麻酔の準備
- ⑤腹腔鏡手術時の光源鉗子の操作

6) 医師事務作業補助者の活用

- ①各種診療・回診時に電子カルテ・書類の代行入力
- ②医師の学会資料の作成やデータ管理
- ③主治医意見書、訪問看護指示書も取り組む

7) 医療相談員（MSW）の活用

- ①入退院に係る支援や困難事例の相談
- ②行政等への連絡・手続き

8) 臨床検査技師

- ①内視鏡生検鉗子を用いて、消化管の病変部位の組織の一部を採取する行為。

4. 医師の働き方改革におけるタスクシフト・シェア推進計画

医師の働き方の軽減等を目指して、他の職種、とりわけ医師事務作業補助者の活用が規定され、タスクシフトにより電子カルテの代行入力や各種書類作成の業務を行う。

また、コメディカルの職種（放射線技師・臨床工学士・臨床検査技師）における、タスクシフトの推進を実施し、医師業務の軽減を図る。